

## (仮称) 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(案) 骨子について

### (1) 現行の制度

下表のサービスを提供する障害児通所支援事業者の指定・監査業務については児童福祉法及び地方自治法施行令の大都市特例に基づき、都道府県・指定都市が行っています。

サービス名	内容
児童発達支援	主に未就学の障害児について、指定施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童について、指定施設に通わせ、児童発達支援及び治療を行う。
放課後等デイサービス	就学している障害児について、放課後もしくは休業日に指定施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練等を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害があり外出することが著しく困難な児童について、居宅を訪問し、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行う。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児について、児童指導員や保育士等がその施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援等を行う。

### (2) 権限移譲に関する国の法整備の流れ

- ①平成28年12月20日 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 閣議決定  
提案募集方式に基づく地方からの提案に対する対応方針を決定
- ②平成29年4月26日 第7次地方分権一括法 公布  
(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律)  
都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲に係る関係法令の整備
- ③平成31年4月1日 地方自治法施行令中核市特例により障害児通所支援事業者の指定・監査業務の事務・権限等について都道府県から中核市へ移譲予定

### (3) 制定の趣旨

平成31年4月1日より、障害児通所支援事業者の指定・監査業務の事務・権限等の移譲を受ける予定です。それに伴い、本市でも指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めることが必要となるため、条例を新規に制定することとします。

### (4) 条例案の概要 船橋市では下記のとおり、独自基準を制定する予定です。

非常災害対策に係る基準(参酌すべき基準)の非常災害対策計画の周知範囲を、国の基準では従業者のみとなっているが、従業者並びに利用する障害児及び家族等まで拡大する。

(理由) 障害児が対象の施設・事業所においては、自宅や家族のもとから離れた場所で療育等を受けているため、非常災害時の避難方法や家族等への連絡体制などを日頃から整備し、従業者のみならず利用する障害児及びその家族等へ十分周知しておくことが不可欠となるた

めです。

上記以外は、国の基準、県基準条例と同等に規定します（県基準条例も独自基準はありません）。

#### **(5) スケジュール**

平成31年 4月1日 施行（予定）